議案第50号

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別 紙のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法及び地方税法の一部改正が令和元年10月1日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例(平成7年大口町条例第1 1号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「820円」を「830円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の規定は、この 条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許 可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

/	7 7 7 6 6 6 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6	是日 (5)	W > (())	中	
新			旧		
別表(第12条関係)			別表(第12条関係)		
大口町温水プール利用料金			大口町温水プール利用料金		
区分	単位	基準額	区分	単位	基準額
温水プー	大人 1回券	310円	温水プー	大人 1回券	<u>300円</u>
ル個人利	小・中学生 1回券	100円	ル個人利	小・中学生 1回券	100円
用料	幼児	無料	用料	幼児	無料
	大人 11回数券	3, 100		大人 11回数券	3, 000
		<u>円</u>			<u>円</u>
	小・中学生 11回券	1, 000		小・中学生 11回券	1, 000
		円			円
温水プー	大人 1時間1コース	1, 670	温水プー	大人 1時間1コース	1, 640
ル専用料	(1時間未満は1時間	<u>円</u>	ル専用料	(1時間未満は1時間	<u>円</u>
	とする)			とする)	
	中学生以下 1時間1	830円		中学生以下 1時間1	820円
	コース			コース	
	(1時間未満は1時間			(1時間未満は1時間	
	とする)			とする)	
ロッカー	1個1月間	1, 040	ロッカー	1個1月間	1, 020
専用料		<u>円</u>	専用料		<u>円</u>
備考略			備考略		

改正要旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町温水プールの 利用料金について改正をするものです。

2 改正の概要

大口町温水プールの利用料金について、平成26年4月に消費税率が5%から8%になったとき、それまでの利用料金額を100分の105で除して得た額(1円未満の端数金額は切り捨てました。)を利用料金算定の基準額として、その額に100分の108を乗じ、10円未満を切り捨てることで利用料金を定めました。

今回の改正においては、その基準額に100分の110を乗じて得た額を利用料金として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。